

中国語原文	日本語仮訳
<p data-bbox="225 322 786 405"><b>关于在出口与收汇主体不一致情况下实施联网核查有关问题的通知</b></p> <p data-bbox="336 465 679 595">           发布时间:2008-07-28            文号:汇综发【2008】122号            来源:国家外汇管理局         </p> <p data-bbox="220 656 791 786">           国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连青岛厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：         </p> <p data-bbox="220 846 791 1167">           为解决因专营商品或经批准的总、分（子）公司关系而发生收汇单位与出口单位不一致，银行无法对相应收汇进行出口收结汇联网核查的问题，根据《国家外汇管理局关于实施〈出口收结汇联网核查办法〉有关问题的通知（汇发〔2008〕31号，以下简称31号文）的相关规定，现就有关问题通知如下：         </p> <p data-bbox="220 1328 791 1928">           一、2008年12月31日前因专营商品或经批准的总分（子）公司关系而发生收汇单位与出口单位不一致的，收汇单位可向所在地外汇管理局（以下简称“外汇局”）提出书面申请，并提交出口合同或协议等有关证明材料及其复印件。经外汇局核准后，收汇单位可持《出口收汇说明》、出口单位的操作员IC卡以及外汇局的核准文件，到银行办理待核查账户资金结汇或划出。银行应按照《出口收结汇联网核查办法》规定，在出口单位相应出口可收汇额范围内，为收汇单位办理出口收结汇联网核查等相关手续。         </p>	<p data-bbox="828 322 1430 405"><b>輸出と外貨受取の主体が一致しない状況下でのオンライン照合・審査実施の関連問題の通知</b></p> <p data-bbox="919 465 1334 595">           公布日：2008-07-28            通達番号：匯綜發 [2008] 122号            出所：国家外貨管理局         </p> <p data-bbox="823 656 1430 786">           国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連青島廈門、寧波市分局；各中資外為指定銀行：         </p> <p data-bbox="823 846 1430 1256">           専門商品経営、或いは批准を経た本社、支社（子会社）関係で発生する外貨受取単位と輸出単位が一致せず、銀行が相応の輸出外貨受取・人民元転オンライン照合・審査を実施できないという問題を解決するため、「国家外貨管理局『輸出外貨受取・人民元転のオンライン照合・審査弁法』実施に関する関連問題の通知」（匯發 [2008] 31号、以下31号文と略）の関連規定に基づき、ここに関連問題について以下の通り通知する。         </p> <p data-bbox="823 1328 1430 1973">           一、2008年12月31日以前に専門商品経営、或いは批准を経た本社、支社（子会社）関係で発生する外貨受取単位と輸出単位が一致しない場合、外貨受取単位は所在地外貨管理局（以下“外管局”と略）に、書面で申請を提出することができる。この際、同時に輸出契約書或いは協議書等の関連する証明材料及びコピーを提出する。外管局的批准を経た後、外貨受取単位は「輸出受取外貨説明」、輸出単位の操作員ICカード及び外管局的認可書を持って、銀行で照合・審査待ち口座の資金の人民元転或いは振替手続きを行う。銀行は「輸出外貨受取・人民元転オンライン照合・審査弁法」の規定に基づき、輸出単位の         </p>

<p>外汇局办理上述核准手续后，应留存收汇单位书面申请和相关证明材料复印件备查。</p> <p>二、自2009年1月1日起，专营商品或总分（子）公司关系的出口业务应按照《出口收结汇联网核查办法》和31号文的相关规定办理，即出口单位收汇单位、联网核查单位必须一致。</p> <p>本通知发布之日（含）前已签订出口合同且合同规定在2009年1月1日以后收汇的，可参照本通知第一条规定办理。</p> <p>本通知发布之日后签订出口合同的，按本条规定办理。</p> <p>三、经外汇局批准实行集中收付汇的企业适用本通知。</p> <p>四、收汇单位因合并、分立导致收汇单位与出口单位不一致的，可参照本通知第一条规定办理。</p> <p>国家外汇管理局各分局、外汇管理部收到本通知后，应尽快转发所辖中心支局、支局、外资</p>	<p>相応する輸出外貨受取可能額の範囲内で、外貨受取単位に対し輸出外貨受取・人民元転オンライン照合・審査等の関連手続きを行う。</p> <p>外管局は上述の認可手続きを行った後、将来の調査に備えて外貨受取単位の書面申請及び関連証明材料のコピーを保存しなければならない。</p> <p>二、2009年1月1日より、専門商品経営或いは本社、支社（子会社）関係の輸出業務は、「輸出外貨受取・人民元転オンライン照合・審査弁法」及び31号文の関連規定に基づき行われなければならない、即ち輸出単位と外貨受取単位、オンライン照合・審査単位は一致しなければならない。</p> <p>本通知発布日（含）以前に既に締結された輸出契約で、契約上2009年1月1日以降に外貨を受け取ると規定されている場合には、本通知の第一条の規定を参照して実施することができる。</p> <p>本通知発布日後に締結された輸出契約は、本条の規定に基づき実施する。</p> <p>三、外管局の批准を経て集中外貨受取・支払を実行している企業は、本通知を適用する。</p> <p>四、外貨受取単位が合併、分割により外貨受取単位と輸出単位が一致しない場合、本通知の第一条を参照して実施することができる。</p> <p>国家外貨管理局の各分局、外貨管理部は本通知を受領後、直ちに所轄する中心支局、支局、外資銀</p>
--	--

<p>銀行、地方性商業銀行和相關單位。各中資外匯指定銀行收到本通知後，應盡快轉發至所屬分支機構。執行中如遇問題，請及時向國家外匯管理局經常項目管理司反饋。</p> <p style="text-align: right;">二〇〇八年七月二十八日</p>	<p>行、地方性商業銀行及び関連單位に転送しなければならない。各中資外為指定銀行は本通知を受領後、直ちに所屬分支機構に転送しなければならない。執行中に問題がある場合、遅滞無く國家外貨管理局經常項目管理司にフィードバックのこと。</p> <p style="text-align: right;">2008年7月28日</p>
---	--

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司】